

公益財団法人三重県下水道公社情報公開実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程（以下「規程」という。）第27条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 規程第6条第1項に規定する書面の様式は、文書開示請求書（第1号様式）とする。

第3条 規程第11条第1項に規定する書面の様式は、次の表の左欄に掲げる決定の区分に応じ、右欄に掲げるものとする。

一 開示請求に係る対象文書の全部を開示する旨の決定	文書開示決定通知書（第2号様式）
二 開示請求に係る対象文書の一部を開示する旨の決定	文書部分開示決定通知書（第3号様式）

2 規程第11条第2項に規定する書面の様式は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げるものとする

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合	文書非開示決定通知書（第4号様式）
二 規程第10条の規定により対象文書の存否を示さないとき	文書の存否を明らかにしない決定通知書（第5号様式）
三 対象文書を保有していないとき	文書不存在決定通知書（第6号様式）

第4条 規程第12条第2項に規定する書面の様式は、文書開示決定等期間延長通知書（第7号様式）とする。

第5条 規程第13条第1項に規定する書面の様式は、文書開示決定等期間特例延長通知書（第8号様式）とする。

2 規程第13条第2項において準用する規程第12条第2項の書面の様式は、文書開示決定等通知等期間の再延長通知書（第9号様式）及び文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書（第10号様式）とする。

第6条 規程第15条第2項に規定する書面の様式は、文書の開示に係る意見照会書（第11号様式）とする。

2 規程第15条第2項に規定する意見書の様式は、文書の開示に係る意見書（第12号様式）とする。

3 規程第15条第3項に規定する書面の様式は、文書を開示決定した旨の通知書（第13号様式）とする。

第7条 理事長は、規程第15条第1項及び第2項の規定により意見書の提出

の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、規程第11条第2項の決定（以下「非開示決定」という。）をするときには、非開示決定後、当該反対意見書を提出した第三者に対し、文書を非開示決定した旨の通知書（第14号様式）により通知しなければならない。

第8条 対象文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受けるものは、別表により、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第9条 規程第19条第1項に規定する異議申出書の様式は、異議申出書（第15号様式）によるものとする。

2 規程第19条第1項の規定による異議の申出について、この要綱に定めのない事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求の例によるものとする。

第10条 規程第20条第1項の規定による諮問は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書（第16号様式）により行うものとする。

第11条 管理文書（対象文書のうち、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が行う三重県流域下水道施設（終末処理場及びポンプ場）の管理に関するものをいう。）の開示決定等について規程第19条の規定による異議の申出があったときは、理事長は、異議申出報告書（第17号様式）により三重県（三重県県土整備部下水道経営課及び三重県総務部情報公開課（以下「情報公開課」という。))に報告するものとする。

第12条 規程第21条の規定による通知は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第18号様式）により行うものとする。

第13条 理事長は、規程第20条第1項の各号に該当すると認めるときは、決定書（第19号様式）により当該異議の申出に対する決定をし、当該決定書の謄本（原本と相違ないことを証明したものに限る。以下同じ。）を異議申出人に送付しなければならない。この場合において、規程第15条第1項の規定により開示請求者に通知したときは、理事長は、異議申出に係る文書の開示通知書（第20号様式）により開示請求者に通知するものとする。

2 規程第20条第3項の規定による決定は、決定書（第19号様式）により行うものとする。

3 理事長は、規程第20条第3項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定書の謄本を異議申出人に、当該謄本の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者に送付しなければならない。

<p>一 反対意見書を提出した第三者が参加人とならなかった場合で、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するとき</p>	<p>当該第三者</p>
<p>二 第三者からの異議の申出を却下し若しくは棄却する決定をするとき、又は第三者からの異議の申出に係る開示決定等の全部若しくは一部を取り消し若しくは変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部若しくは一部を開示しないとき</p>	<p>開示請求者</p>

- 4 第9条の規定は、規程第15条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書を提出する機会を与えてした開示決定等につき同条第1項又は規程第20条第3項の規定により開示請求者からの異議の申出を棄却する決定をするときに、これを準用する。
- 5 理事長は、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、異議申出に係る文書の開示決定通知書（第21号様式）により開示請求者に通知するものとする。
- 6 理事長は、第三者から反対意見書の提出があった開示決定等について開示請求者がした異議の申出に対して当該開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
- 7 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人になった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書を開示決定した旨の通知書（第22号様式）により当該第三者に通知するものとする。
- 8 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人にならなかった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文

書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定後直ちに、第5項の規定により通知した異議申出に係る文書の開示決定通知書の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を当該第三者に送付するものとする。

第14条 理事長は、規程第20条第2項の規定により開示を停止するときは、当該異議の申出をした第三者及び開示請求者に対して速やかに開示停止通知書（第23号様式）により通知するものとする。

2 理事長は、規程第22条第1号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の開示通知書（第20号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の開示通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

3 理事長は、規程第22条第2号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の部分開示決定通知書（第24号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の部分開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

4 理事長は、第三者からの異議の申出に係る開示決定（規程第11条第1項の決定をいう。）の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係る対象文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部を開示しないときは、異議申出に係る文書の非開示決定通知書（第25号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の非開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付するものとする。

第15条 理事長は、保存期間が1年以上の対象文書の件名その他理事長が別に定める事項を、次の各号のいずれかに掲げる方法により、公表するものとする。

一 公社総務課において、書面により公衆の閲覧に供する方法

二 公社が管理するインターネットのホームページであって公衆が自由にアクセスすることができるものに掲載する方法

2 理事長は、前項の規定により公表するにあたっては、非開示情報を開示することとならないよう、配慮するものとする。

3 理事長は、第1項第1号に掲げる方法により公表したときは、同項の規定

により公衆の閲覧に供した書面の写しを、三重県（情報公開課）に送付するものとする。

第16条 理事長は、毎年1回、文書の開示についての実施状況を取りまとめ、三重県（情報公開課）に報告するものとする。

2 前項の規定により取りまとめて報告する実施状況は、請求件数、文書の開示に関する決定の状況、異議の申出の状況その他三重県（情報公開課）が指示する事項とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 財団法人三重県下水道公社情報公開実施要綱（平成18年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

別表（第8条関係）

写しを交付する対象文書の種類	費用
<p>文書、図画 又は写真</p>	<p>日本産業規格A3判以内の白黒複写は、1ページにつき10円 同 カラー複写は、1ページにつき40円 公社が第三者に複写を委託した場合は、当該委託により公社が当該第三者に支払うべき金額（複写の実費）</p>
<p>電磁的記録</p>	<p>用紙への出力は、日本産業規格A3判以内とし、交付した場合 白黒の場合 1ページにつき10円 カラーの場合 1ページにつき40円 電磁的記録媒体に複写し、交付した場合 記録媒体購入経費に相当する額</p>
<p>フィルム</p>	<p>公社が第三者に委託して複写をするために当該第三者に支払うべき金額（複写の実費）</p>

年 月 日

公益財団法人三重県下水道公社
理事長 様

(〒 -)

住所又は居所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)
電話番号
ファクシミリ番号

公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり文書の開示を請求します。

<p>文書の名称その他 文書を特定するた めに必要な事項</p>	
<p>開 示 の 方 法</p> <p>(該当する□に、 レ印を付してく ださい。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付]</p>
<p>※ 参 考 事 項</p> <p>(利用目的等、請 求に関し参考と なる事項を記入 してください。)</p>	

注 ※の欄は、請求された文書の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については請求される方の任意です。

以下の表は、記入しないでください。

<p>事 務 担 当</p>	<p>課 係</p> <p>[電話番号 内線 ()]</p>
<p>備 考</p>	

文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	公社が特定した文書の件名	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時	
開示を実施する場所		
事務担当	[電話番号 課 内線 (係)]	
備考		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができます。

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ずご連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて通知します。

なお、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第16条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので、ご注意ください。

2 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

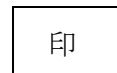
3 本決定に対し第三者から異議申出があったときは、規程第20条第2項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	公社が特定した文書の件名	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時	
開示を実施する場所		
開示しない部分		
上記部分を開示しない理由		
事務担当	課 係 〔電話番号 内線 ()〕	
備考		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができます。

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ずご連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて通知します。

なお、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第16条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので、ご注意ください。

2 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

3 本決定に対し第三者から異議申出があったときは、規程第20条第2項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

文書の表示	開示請求者が請求した内容	
	公社が特定した文書の件名	
開示しない理由		
事務担当	課 係 〔電話番号 内線（ ）〕	
備考		

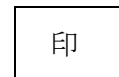
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができます。

文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり文書の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

<p>文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕</p>	
<p>文書の存否を明らかにしない理由</p>	
<p>事務担当</p>	<p>課 係 〔電話番号 内線（ ）〕</p>
<p>備考</p>	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができます。

文 書 不 存 在 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付で請求のありました文書については、公益財団法人三重県下水道公社
情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、文書の不存在の決定をいたしましたので通知します。

文書の表示 〔 開示請求者が 請求した内容 〕	
文書が存在 しない理由	
事務担当	課 係 〔電話番号 内線（ ）〕
備 考	

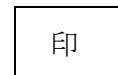
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に
公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができます。

文 書 開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第12条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

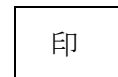
<p>文 書 の 表 示 〔 開示請求者が 請求した内容 〕</p>	
<p>延 長 前 の 期 間</p>	<p>年 月 日 () (1 5 日 間) 年 月 日 ()</p>
<p>延 長 後 の 期 間</p>	<p>年 月 日 () (日 間) 年 月 日 ()</p>
<p>延 長 の 理 由</p>	
<p>事 務 担 当</p>	<p>課 係 〔電話番号 内線 ()〕</p>
<p>備 考</p>	

文 書 開 示 決 定 等 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第13条第1項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

<p>文 書 の 表 示 〔 開示請求者が 請求した内容 〕</p>	
<p>上記請求内容のうち、開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分</p>	
<p>残りの文書について 開示決定等をする期限</p>	<p>年 月 日 ()</p>
<p>特例延長の理由</p>	
<p>事 務 担 当</p>	<p>課 係 〔電話番号 内線 ()〕</p>
<p>備 考</p>	

文書開示決定通知等等期間の再延長通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、年 月 日付け第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第13条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

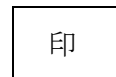
開示請求に係る 公文書の内容	
延長前の期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延長後の期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再延長後の期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再延長の理由	
事務担当	部 (所) 課 (室) 担当者 [電話番号]
備考	

文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで請求のありました文書の開示については、年 月 日付け 第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第13条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

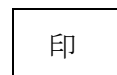
開示請求に係る公文書の内容		
開示請求の日から45日以内に開示決定等をする部分についての開示決定等の期限	特例延長による期限	年 月 日 ()
	再延長後の期限	年 月 日 ()
残りの公文書について開示決定等をする期限	特例延長による期限	年 月 日 ()
	再延長後の期限	年 月 日 ()
再延長の理由		
事務担当		部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考		

文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第5条の規定に基づき、次のとおりあなた（貴）に関する情報が記録された文書について、開示の請求がありました。

つきましては、当該文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第15条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「文書の開示に係る意見書」に御記入のうえ、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日 ()
公社が特定した文書の件名	
上記文書のうち、あなた（貴）に関する情報の内容	
意見書の提出を求める理由	
意見書の提出先	(〒 -) 課 係 [電話番号 内線 () ファクシミリ番号]
意見書の提出期限	年 月 日 ()
備考	

文書の開示に係る意見書

年 月 日

公益財団法人三重県下水道公社
理事長 様

(〒 -)

住所又は居所
氏名又は名称 印
(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

<p>公社が特定した文書の件名</p>	
<p>意見</p>	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>1 支障がある部分</p> <p>2 支障がある理由</p>
<p>連絡先</p>	<p>[電話番号 ファクシミリ番号]</p>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
2 「2」を○印で囲んだ場合には、「1支障がある部分」欄及び「2支障がある理由」欄も記載してください。

第13号様式

文書を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



先に照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が記録された文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第15条第3項の規定に基づき通知します。

なお、当該文書は 年 月 日（ ）午前・午後 時に開示を予定しています。この決定に不服があるときは、公益財団法人三重県下水道公社理事長に対して異議申出をすることができますが、開示予定日時までに異議申出書の提出がないときは、あなた（貴 ）に関する情報が開示されますので、御了承ください。

文書の表示	公社が特定した文書の件名	
	開示する情報の内容	
決定の種類	年 月 日付け 第 号	
開示する理由		
開示の予定日時	年 月 日（ ）午前・午後 時	
事務担当	(〒 -) 課 係 [電話番号 内線 () ファクシミリ番号]	
備考		

文書を非開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



先に照会しましたあなた（貴）に関する情報が記録された文書については、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

文書の表示	公社が特定した文書の件名	
	開示しない情報の内容	
決定の種類	年 月 日付け 第 号	
開示しない理由		
事務担当	[電話番号 課 内線 (係)]	
備考		

異 議 申 出 書

年 月 日

公益財団法人三重県下水道公社
理事長 様

異議申出人 印

公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第19条第1項の規定に基づき、次のとおり異議申出をします。

1 異議申出人の住所、氏名

2 異議申出に係る決定

年 月 日付け 第 号による公益財団法人三重県下水道公社の情報公開規程第11条第1項（第2項）に基づく公益財団法人三重県下水道公社理事長の開示（部分開示・非開示）決定

3 異議申出に係る決定があったことを知った日

年 月 日（ ）

4 異議申出の趣旨

「2に記載の決定を取り消す。」との決定を求めます。

5 異議申出の理由

6 教示の有無及び内容

7 その他

1 添付書類

注 この異議申出書に記入された個人情報は、異議の申出に対する決定のために利用するほか、三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときに利用させていただきます。

第 年 月 日 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長 様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



このことについて、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第20条第1項の規定に基づき、次のとおり貴審査会の意見を求めます。

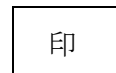
異議申出の年月日	年 月 日 ()
異議申出の対象となった決定	年 月 日付け 第 号
異議申出の対象となった決定の内容	
異議申出の趣旨	
事務担当	[電話番号 課 内線 (係)]
備考	

異議申出報告書

年 月 日

三重県県土整備部下水道経営課長
 三重県総務部情報公開課長 様

公益財団法人三重県下水道公社
 理事長



公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第11条の規定に基づき行いました決定について、次のとおり異議の申出がありましたので、公益財団法人三重県下水道公社情報公開実施要綱第11条の規定に基づき報告します。

開示請求年月日	年 月 日 ()
開示請求の内容	
決定	年 月 日付け 第 号
決定の内容 及び理由	
異議申出人の区分 (開示請求者、開 示請求者以外の者 の別)	
異議の申出の年月日	年 月 日 ()
異議の申出の趣旨	
異議の申出に対する対応 予定方針 (却下、全部開 示、三重県情報公開・ 個人情報保護審査会 諮問の別)	
事務担当	課 電話番号
備考	

三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで異議申出のありました事案については、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第20条第1項の規定に基づき、別紙「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書（写し）」のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同第21条の規定により通知します。

事務担当 課 係
電話番号 内線 ()

決 定 書

住 所

異議申出人

上記異議申出人から 年 月 日付けをもって提起された公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程（以下「規程」という。）第11条第 項の規定に基づく 決定（以下「本決定」という。）に係る異議の申出については、次のとおり決定します。

主 文

不 服 の 要 旨

異議申出人は、本決定の取り消しを求め、次のとおり主張した。

（答申の「異議申出の趣旨及び理由」から引用する。）

決 定 の 理 由

年 月 日付け答申第 号をもって答申された本件異議申出に対する三重県情報公開・個人情報保護審査会の判断は次のとおりである。

（答申の「審査会の判断」から引用する。）

よって、審査会の答申を踏まえ、主文のとおり決定する。

年 月 日

公益財団法人三重県下水道公社
理事長

印

異議申出に係る文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付け 第 号で開示を停止していた情報については、次のとおり開示することとしましたので通知します。

異議申出に係る情報 〔開示とした情報のうち、異議申出人等が開示を取消し非開示を求めた情報〕	
上記のうち開示する情報 (以下「A」という。)	
Aを開示する理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
開示を実施する場所	
事務担当	課 係 [電話番号 内線 ()]
備考	

注1 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

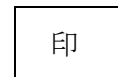
第21号様式

異議申出に係る文書の開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付け 第 号の非開示（部分開示）決定については、これを取り消し、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

異議申出に係る情報 〔非開示とした情報のうち、異議申出人等が非開示を取消し開示を求めた情報〕	
上記のうち開示する情報 (以下「A」という。)	
Aを開示する理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
開示を実施する場所	
事務担当	課 係 〔電話番号 内線 () 〕
備考	

- 注1 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

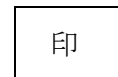
第22号様式

異議申出に係る文書を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付け 第 号で非開示（部分開示）とした情報については、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部（一部）を取り消し（変更し）、次のとおり開示することとしたので、公益財団法人三重県下水道公社情報公開実施要綱第13条第7項の規定に基づき通知します。

異議申出に係る情報 〔非開示とした情報のうち、異議申出人等が非開示を取り消し開示を求めた情報〕	
上記のうち開示する情報 (以下「A」という。)	
開示決定の種類	年 月 日付け 第 号
A を開示する理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
事務担当	課 係 [電話番号 内線 ()]
備考	

開 示 停 止 通 知 書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付けで行った文書を開示（部分開示）するとの決定の効力は、第三者から異議申出がありましたので、公益財団法人三重県下水道公社情報公開規程第20条第2項の規定に基づき、次のとおり異議申出に係る決定に至るまで停止することとしましたので通知します。

文書の表示	公社が特定した文書の件名	
	上記のうち、開示を停止する文書の件名又は内容（以下「A」という。）	
上記文書（A）の開示を停止する理由		
事務担当	課 係 〔電話番号 内線（ ）〕	
備考		

第24号様式

異議申出に係る文書の部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付け 第 号の開示（部分開示）決定については、これを取消し、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

異議申出に係る情報 〔開示（部分開示）とした情報のうち、異議申出人等が開示を取消し非開示を求めた情報（以下「A」という。）〕	
Aのうち開示する情報	
Aのうち開示しない情報（以下「a」という。）	
aを開示しない理由	
開示を実施する日時	年 月 日（ ）午前・午後 時
開示を実施する場所	
事務担当	課 係 〔電話番号 内線（ ）〕
備考	

- 注1 文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

異議申出に係る文書の非開示決定通知書

第 年 月 日

様

公益財団法人三重県下水道公社
理事長



年 月 日付け 第 号の開示(部分開示)決定については、これを取り消し、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

異議申出に係る情報 〔 開示とした情報の うち、異議申出人等 が開示を取消し非開 示を求めた情報 〕	
上記情報を開 示しない理由	
事務担当	課 係 〔電話番号 内線()〕
備考	